

第 13 章 土砂災害対策

1 土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達

市町村による土砂災害に対する警戒避難体制の整備を支援し、地域住民の防災に対する意識を高め非常時には自主的な避難を促すため、平常時から市町村防災担当課等と連携して土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達体制の強化を図る。

府の地域に土砂災害が発生したり、土砂災害の前兆現象の発見などの通報及び相談が府民から寄せられたときは、市町村防災担当課等と情報の伝達、共有を図る。

2 土砂災害警戒箇所点検マップ

平成 11 年度から全国的に実施していた土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所に関する調査の結果を取りまとめ、「土砂災害警戒箇所点検マップ」を更新し平成 15 年 5 月に公表した。

平成 16 年 6 月からは、京都府ホームページからも情報発信しており、今後ともより一層の周知に努める。

また、本マップにより市町村のハザードマップづくりを支援するとともに、府民に対しては身の周りがある「土砂災害に警戒を要する箇所」を知ってもらい土砂災害に関する知識を高め「日頃の備え」と「早めの避難」を心がけてもらうよう啓発する。

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害の発生が予想される箇所について土砂災害警戒区域等を順次指定し、関係市町村と連携を図りながら総合的な土砂災害防止施策を推進する。

なお、土砂災害警戒区域等の関係図書は、砂防課及び関係土木事務所等で縦覧に供するとともに、インターネット（京都府ホームページ）に掲載する。

（資料）土砂災害警戒区域等指定箇所 参考編 436 頁

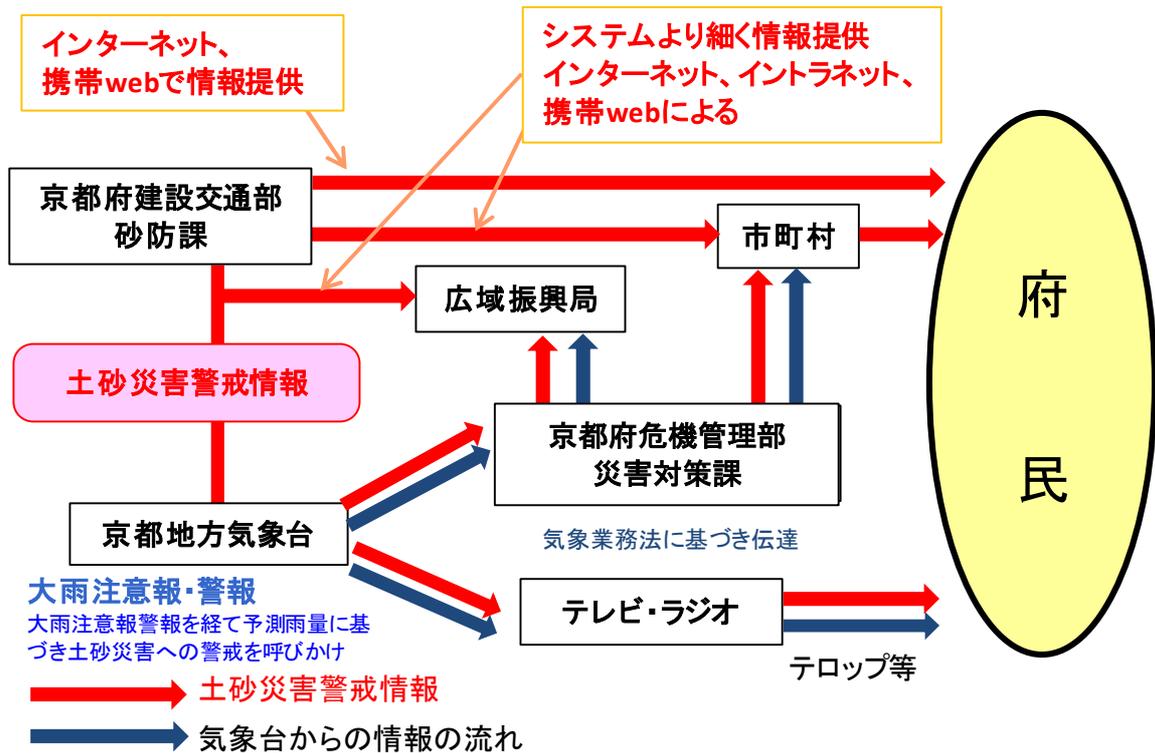
4 京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システムによる監視

(1) 目的

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、京都府と京都地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当する。（伝達経路図参照）

市町村は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。（災害対策基本法 第 5 1 条、第 5 5 条、気象業務法 第 1 1 条、第 1 3 条、第 1 5 条及び第 1 5 条の 2、土砂災害防止法 第 2 7 条）

【土砂災害警戒情報の伝達経路】



(2) 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準とからなり、以下のとおりとする。

ア 警戒基準は、大雨警報（土砂災害）発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、土砂災害発生危険基準線に達するときとする。また、その他必要が認められる場合には、京都府建設交通部砂防課と京都地方気象台が協議のうえ、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当）を発表する。

イ 警戒解除基準は、土砂災害発生危険基準線を下回り、かつ短時間で再び土砂災害発生危険基準線を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降水状態が長時間継続しているにもかかわらず土砂災害発生危険基準線を下回らない場合は、土砂災害危険箇所の点検結果等を鑑み、京都府建設交通部砂防課と京都地方気象台が協議のうえ警戒を解除できるものとする。

(3) 発表単位

該当市町村に対して土砂災害警戒情報を発表する。但し、合併市町村（京北町は除く）及び京都市は、旧町及び区別で発表する。（京都市上京区、中京区、下京区、南区及び久御山町には発表されない）

(4) 留意点

ア 土砂災害の発生形態は多種多様であり、土砂災害警戒情報によって、全ての土砂災害は

表現できない。

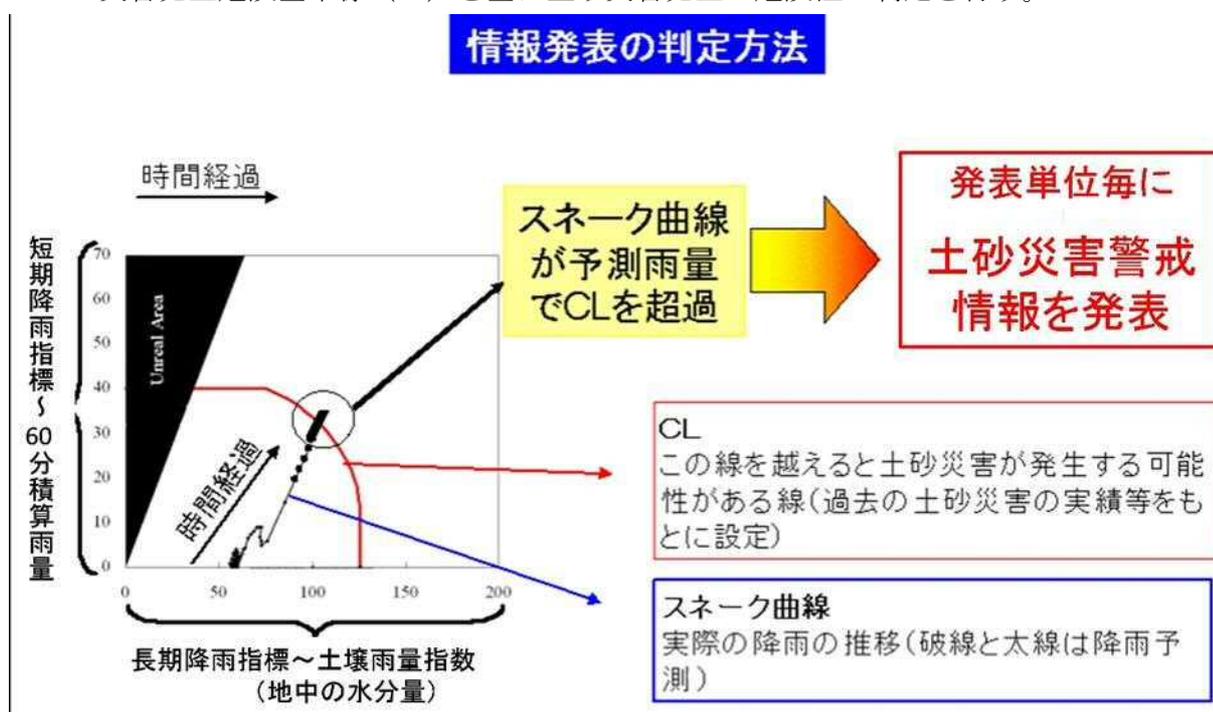
イ 土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。

ウ 個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。このため、個別の災害発生箇所・時刻・規模等を特定するものではない。

(5) 京都府土砂災害警戒情報システム

ア システムの概要

本システムは气象台による降水予測と、京都府の作成した1kmメッシュエリア毎の土砂災害発生危険基準線（CL）を基に土砂災害発生の危険性の判定を行う。



イ 市町村への情報提供

京都府土砂災害警戒情報システムにおいて災害発生の危険性があると判断された時には、京都府防災情報システムを活用して伝達するとともに事前に登録されているPCメール、携帯メールに対して危険度の通知を行う。また、京都府土砂災害警戒情報システムにより地図上で危険度レベルの確認できる情報をインターネット、携帯Webで発信を行う。

ウ 用語解説

(ア) 解析雨量

気象庁の地域気象観測所（アメダス）と京都府の雨量観測所及び国土交通省の雨量観測所の観測値と、気象レーダー・エコーから1kmメッシュ毎の降水量を推定したものの。

(イ) 土壌雨量指数

長期降雨の指標。積算雨量との違いは、24時間以上前の先行降雨も取り込んでいる。

直近の雨ほど土壌中に多く残るといふ土壌の特性をモデルに組み込んでいる。

(ウ) 土砂災害発生危険基準線 (CL : クリティカルライン)

この値 (線) を越えると土砂災害が発生する可能性が高まる線であり、過去の土砂災害の実績をもとに設定している。

今後、大きな土砂災害が発生した場合には、検証を行ったうえで必要に応じて見直すこととし、精度向上を図ることとする。